

○財務省告示第二百二十六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十五年三月二十一日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十五年四月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百二十八回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に関する  
法律（平成二十四年法律第百  
一号）第二条第一項及び第四条  
第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し  
て得られる価格をその発行価格







十  
三  
二

行 債 別 入 価 ・ 別 債 行  
及 市 参 第 格 札 入 価 ・ 別 債 行  
び 場 加 II 競 発 札 入 価 ・ 別 債 行  
国 特 者 非 争 行 争 行 争 行

(一) 年  
○・六パーセント

は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に加えた次の算  
式により算出した金額を第二  
十号に規定する期日に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

十  
四  
初  
期  
利  
子

係る所得税が源泉徴収されるに  
もとのとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるものに  
に基づいては、前記(一)の算式に  
より算出した金額から当該金  
額に百分の二十・三・五を乗  
じた金額(ただし、三・五を乗  
を發行時にあたし、取得する者  
が非居住者又は外国法人であ  
る場合は、前記(一)の算式に  
より算出した金額に適用を受  
け、住所又は外国法人が適用を  
ける所得税の税率を乗じた金  
額)を控除することができる。  
平成二十五年九月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払 者 入 払 元 償 償 後 第  
込 者 札 場 利 還 還 の 二  
期 参 所 金 還 還 利 期  
日 加 支 支 額 限 子 以

平成 財務 日 額 平 利 て を 毎  
二 務 本 面 成 子 、 支 年  
十 大 銀 金 三 を そ 払 三  
五 臣 行 額 十 支 の 期 月  
年 か 百 五 払 日 以 十  
三 通 円 年 う 。 前 し 日  
月 知 につ 三 月 。 六 各 及  
二 受 百 月 二 月 月 支 び  
十 け 円 二 月 間 に 払 九  
一 け 百 日 日 属 期 月 二  
日 者 円 日 属 期 月 十  
者 者 円 日 属 期 月 十  
日 日 日 日 日 日 日 日

は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十六号におい  
て規定する期日について同じ。）。  
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$